鳥取市交通安全対策協議会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市交通安全対策協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、鳥取市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について対策を推進し、もって住民の交通安全に寄与することを目的として交付する。

（補助対象団体）

第３条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市交通安全対策協議会とする。

（補助対象事業）

第４条　本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する別表第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第２欄に掲げるものとする。

（補助金の算定等）

第６条　本補助金の額は、各補助対象事業に係る補助対象経費に別表第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助事業の実施にあたり、寄附金等の収入金がある場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額を補助対象経費とする。

（交付対象期間）

第７条 本補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の４月１日から３月３１日までとする。

（交付申請）

第８条 本補助金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の４月３０日までに

行うものとする。

（承認を要しない変更）

第９条　規則第９条第１項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額

（２）本補助金の２割を超える減額

（補助金の実績報告）

第１０条　規則第１２条に定める実績報告は、交付決定の日の属する年度の翌年度の４月２０日までに行わなければならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（市民公益活動団体補助金交付要綱の一部改正）

２　市民公益活動団体補助金交付要綱（平成１３年４月１日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市交通安全対策協議会」を削る。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別　表（第４条、第５条、第６条関係）

１　補助対象事業	２　補助対象経費	３　補助率
⑴　交通安全運動の実施 ⑵　交通事故防止思想の普及徹底 ⑶　交通事故防止対策について調査研究 ⑷　交通安全教育及び交通道徳の向上 ⑸　交通安全施設の整備 ⑹　市長が特に必要と認めたもの	⑴　本部に要する経費（２００，０００円を限度とする。） 会議費、事務費（需用費、通信費）、広報啓発費（需用費）、交通安全運動にかかる経費（需用費、通信費、報償費、旅費、その他必要と認められる経費） ⑵　鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区協議会に要する経費 ①　均等割 １団体につき １５０，０００円 ②　人口数 (ｱ)　人口１人～４，０００人の区域は２５，０００円とし、以降は４，０００人ごとに４３，０００円を追加する。ただし、人口１１２，００１人以降は１，２２９，０００円とする。 (ｲ)　(ｱ) の市内全域人口に対する地区毎の人口を算出する基準となる日は、申請の日が属する年度の前年の９月末日とする。	１０/１０